

平成 27 年 3 月 31 日

入札参加業者各位

岡山県南部水道企業団

企業長 藤田 秀徳

### 施工体制台帳の作成及び提出について

水道事業につきましては、平素から格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事については、下請負契約を締結するすべての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります。また、施工体制台帳の記載事項も見直されました。

これらの改正は平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件から適用されますので、内容を十分ご理解いただいた上、適切に対応してください。

改正の詳細は国土交通省のホームページ等で確認してください。